

## 厚生労働省より、フード連合に対し

### 「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」についての協力要請あり！



#### ●「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」ってなに？

厚生労働省が主唱する、職場における転倒リスクの総点検と必要な対策を講ずることによって、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として実施するプロジェクトのことです。厚生労働省の打ち出す主な取り組みとして、(1) 業界団体などに対する職場の総点検の要請、(2) 都道府県労働局、労働基準監督署による指導、(3) 「STOP！転倒災害」特設サイトの開設(※1)、(4) 労働災害防止団体などによる支援などを行います。

食品業界で働く仲間を代表するフード連合に対しても協力要請が来ました！

#### ●なぜ「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」を実施するの？

昨年の労働災害は、上半期時点で大幅な増加となったことから、厚生労働省は昨年8月に各業界団体などに対し「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」を行う等、各種対策を講じました。

しかし、昨年12月末時点の速報値において、労災件数は前年同期よりも増加しています(死亡災害は1.5%、休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害は0.9%の増加)。

また、今年は平成25年にスタートした「第12次労働災害防止計画(※2)」の中間年ですが、残り3年間での目標数字達成が危ぶまれる状況にあり、より一層の労働災害の削減に向けた対策を積極的に展開する必要があります。

そこで、昨年12月末速報値において死傷災害発生件数の2割以上(23,729人)を占め、近年増加傾向にある「転倒災害」に着目し、労働災害防止協会とともに本プロジェクトを主唱、各事業場における転倒災害防止対策の展開を後押しすることとしました。今後、労働力人口の高齢化が一層進行すると見込まれることから、事業場における転倒災害防止対策の徹底により、安心して働ける職場環境を実現することを掲げています。



## ●誰が実施するの？

主唱者は厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会等各労働災害防止団体ですが、実施については各事業場で行います。労働安全衛生活動について、各加盟単組では日頃の活動の中で既に取り組み済みの部分になりますが、安全意識を浸透させるため、このプロジェクトを機会にぜひ再度点検をお願いします（実施事項については5 ページ目の参考資料に記載）。

## ●期間は？

平成 27 年 1 月 20 日から 12 月 31 日までとし、とりわけ転倒災害が多発する 2 月と、全国安全週間の準備期間である 6 月を重点取り組み期間とします。



昨年2月は2回の大雪により交通労働災害や転倒災害が大幅に増加しましたよね。



## ●用語、その他

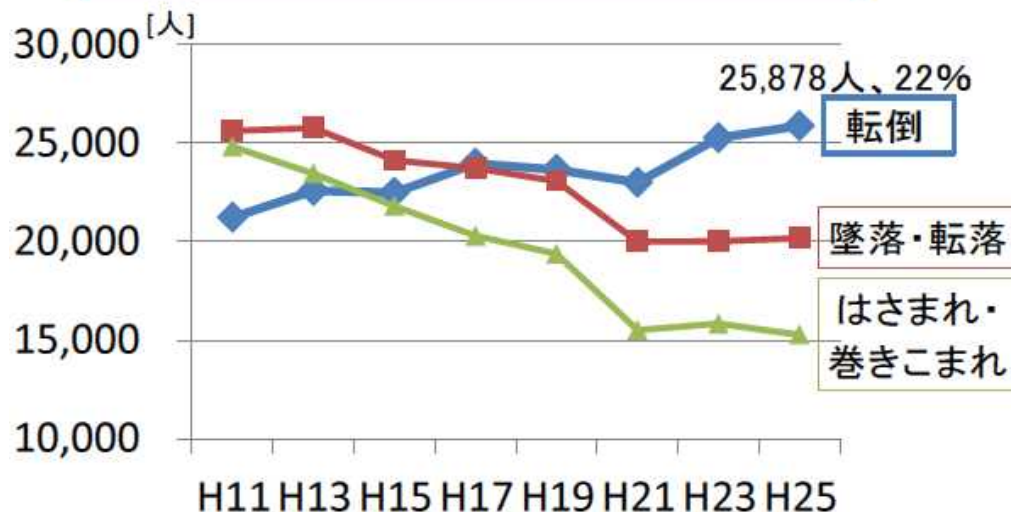
(※1) 「STOP！転倒災害」特設サイト URL : <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

(※2) 第12次労働災害防止計画…「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画のことで、5年ごとに厚生労働大臣が策定します。第12次計画の期間は平成25年度～29年度となっています。計画では、平成29年までに、労働災害による死亡者の数を15%以上減少、労働災害による死傷者の数を15%以上減少する等の具体的目標を定めています。

【参考資料】

転倒災害の発生状況

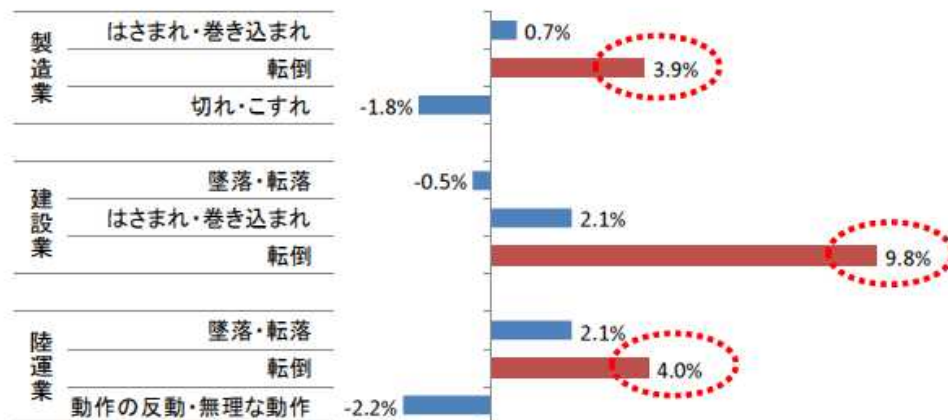
主要な事故の型の中で、転倒災害が増加中



出典: 労働者死傷病報告

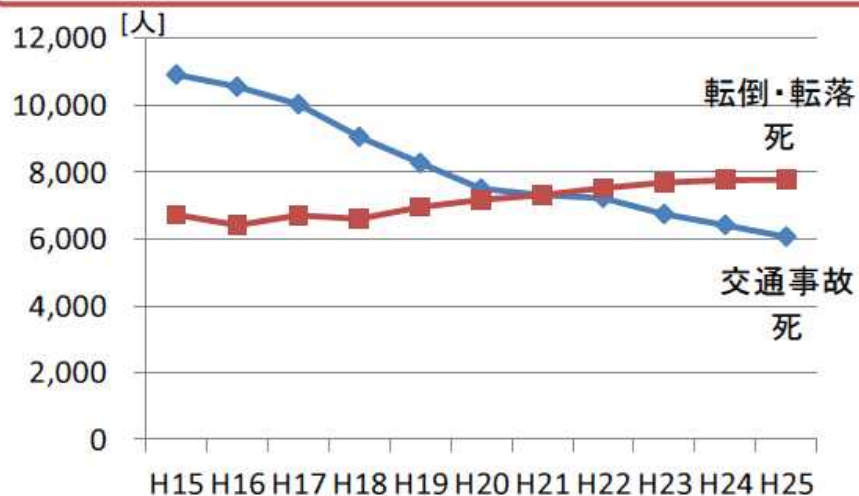
安全衛生活動が活発な業種でも、転倒災害は増加

死傷災害の前年同期からの増減状況  
(平成26年12月末日現在速報値)



出典: 労働者死傷病報告

日常生活でも、転倒・転落災害死は交通事故死より多い



出典: 人口動態統計

# STOP！転倒災害プロジェクト2015

## 趣 旨

転倒災害は休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害の2割以上を占め災害の種類の中では最も件数が多い。特に、高年齢労働者が転倒災害を発生させた場合にその災害の程度が重くなる傾向にある。今後、労働力人口の高齢化の一層の進行が見込まれることから、事業場における転倒災害防止対策の徹底により、安心して働ける職場環境を実現する。

## 期 間

平成27年1月20日から12月31日まで  
 (転倒災害が多発する2月と、全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とする。)

| 主 唱 者  |  | 実 施 者   |
|--|--|---|
| 厚生労働省  | 労働災害防止団体   | 各事業場  |
| <b>【実施事項】</b><br>① <b>周知啓発資料等</b> の作成、配布<br>② STOP！転倒災害 <b>特設サイト</b> の開設<br>(i) 効果的な対策、好事例の紹介( <b>チェックリスト</b> を含む)<br>(ii) <b>保護具等・セミナー</b> の案内<br>(iii) <b>積雪、凍結期</b> 等の対策<br>③ 業界団体等への <b>協力要請</b><br>④ <b>チェックリスト</b> を活用した事業場への指導【主に2月、6月】 | <b>【実施事項】</b><br>① 会員等への <b>周知啓発</b><br>② 事業場への <b>指導援助</b><br>③ <b>セミナー等</b> の開催、教育支援<br>④ <b>テキスト、周知啓発資料等</b> の提供<br>⑤ 保護具等の普及促進 | 重点取組期間(2月、6月)を中心に、 <b>チェックリスト</b> を活用した <b>職場の総点検</b> を行い、安全委員会等での調査審議等を経て、職場環境を改善する。<br><b>【主な転倒防止対策】</b><br>① <b>段差・継ぎ目等の解消、4S</b> の徹底(床面の <b>油汚れ</b> や <b>水濡れ、障害物の除去</b> )<br>② <b>照度の確保、危険箇所の表示</b> 等の「見える化」の推進<br>③ 安全な <b>歩き方、作業方法</b> の推進<br>④ 作業内容に適した <b>保護具</b> の着用の推進<br><b>【冬季における転倒災害防止対策】</b><br><b>気象情報</b> を活用した <b>リスクの低減、危険マップ</b> の作成等 |

## 【参考資料】

### 6 実施者の実施事項

#### (1) 重点取組期間に実施する事項

##### ① 2月の実施事項

ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議

イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視を通じた、職場環境の改善や労働者の意識啓発

##### ② 6月の実施事項

職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

#### (2) 一般的な転倒災害防止対策

① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去

③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進

⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進

⑦ 定期的な職場点検、巡視の実施

⑧ 転倒予防体操の励行

#### (3) 冬季における転倒災害防止対策

##### ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施

ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築

イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知

ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

##### ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保

イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施

ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知

エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

出典：厚生労働省 HP（実施者の実施事項のみ抜粋）